



栃木県公報

令和6(2024)年
11月19日(火)
第555号

目次

告示

○広域連合の規約の変更の許可	839
○生活保護法による指定介護機関の指定	839
○生活保護法による指定施術機関の指定	840
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	841
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	842
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	842
○遊漁規則の変更	842
○肥料の登録	851
○肥料登録の有効期間の更新	851
○肥料登録の失効	854
○道路の区域の変更	854
○道路の供用開始	855

公告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請	855
選挙管理委員会	
○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	857
調達等公告	
○入札公告(特定調達公告)	857

告示

栃木県告示第521号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合の処理する事務の変更を内容とする栃木県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一
(市町村課)

栃木県告示第522号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の種類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和6 (2024)年 10月1日	株式会社 TSUNAGI	小山市城山町2-10-17ポレスター ステーションシ ティ城山1107号	歩行リハビリセ ンター・歩行特 化型デイサービ スTSUNAGI	栃木市昭和町8-5	地域密着型通所 介護 通所型サービス (独自) 通所型サービス (独自/定率)

栃木県告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和6 (2024)年 3月13日	久保田 俊樹	足利市島田町621-1 島田団地1-24	訪問マッサージ GENKI SUN 太 田	群馬県太田市烏山下町 646-1クレセントハウス 303
令和6 (2024)年 3月15日	平野 慈弘	那須郡那須町大字寺子乙 1563-7	訪問鍼灸マッサー ジいちごいち家岩 槻ステーション	埼玉県さいたま市岩槻区 本町1-17-6-303
令和6 (2024)年 3月18日	羽生 光博	河内郡上三川町大字上三 川3779-45	フレアス在宅マッ サージ宇都宮西施 術所	宇都宮市下戸祭1-15- 22コーポオリンピア108
令和6 (2024)年 4月1日	関沼 雅大	佐野市下彦間町134	関沼 雅大	佐野市下彦間町134
令和6 (2024)年 4月1日	石倉 康嗣	群馬県邑楽郡邑楽町中野 4741-2	いしくら接骨院	足利市百頭町2164-1
令和6 (2024)年 4月18日	慶野 泰志	佐野市栃本町2375	訪問医療マッサー ジGENKI SUN 太田	群馬県太田市烏山下町 646-1クレセントハウス 303
令和6 (2024)年 5月1日	落合 邦敏	足利市助戸3-4-10	訪問医療マッサー ジ アイリス	足利市堀込町2592-1 コーポヤマグチ101号

令和6 (2024)年 5月7日	加藤 勝彦	那須塩原市上厚崎547-9	加藤 勝彦	那須塩原市上厚崎547-9
令和6 (2024)年 5月22日	粕谷 純子	芳賀郡益子町益子2005-6	フレアス在宅マッサージ宇都宮西施術所	宇都宮市下戸祭1-15-22 コープオリンピア108
令和6 (2024)年 6月12日	大島 耕平	下都賀郡壬生町幸町1-17-12パークサイド101	訪問マッサージ院	下都賀郡壬生町幸町1-17-12パークサイド101
令和6 (2024)年 6月25日	矢村 教道	大田原市寒井41	はり灸 さくら	大田原市大神254
令和6 (2024)年 7月8日	大塚 明日美	大田原市山の手2-14-19	Sinar接骨院	大田原市山の手2-14-19
令和6 (2024)年 10月1日	山口 由加里	河内郡上三川町大字多功856-11	訪問マッサージ KeiROW 小山ステーション	小山市花垣町1-7-6
令和6 (2024)年 10月9日	山本 利行	那須塩原市埼玉305-28	POW	那須塩原市埼玉305-28

栃木県告示第524号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

廃止 年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の 種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和6 (2024)年 10月31日	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2-2-15	ウエルシア薬局 小山西城南店	小山市西城南6-11-6	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

廃止 年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の 種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	

令和6 (2024)年 10月31日	ウエルシア薬局 株式会社	東京都千代田区外 神田2-2-15	ウエルシア薬局 小山西城南店	小山市西城南6- 11-6	介護予防居 宅療養管理 指導
--------------------------	-----------------	----------------------	-------------------	------------------	----------------------

(保健福祉課)

栃木県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年11月19日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0970302444	医療法人都賀中央医院 理事長 中村 洋	ネムの里 訪問介 護事業所	栃木市都賀町家中 2195番地	令和6 (2024)年 11月1日	訪問介護
0971100722	株式会社あいる 代表取締役 渡辺 尚子	あいる	矢板市鹿島町12番 13号	令和6 (2024)年 11月1日	訪問介護
0960390144	合同会社一心 代表社員 岸 能之	さんさん訪問看護 ステーション	栃木市富士見町13 番17号サンライズ アイ205	令和6 (2024)年 11月1日	訪問看護
0961590056	南那須地区広域行政組合 組合長 川俣 純子	那須南病院訪問看 護ステーション	那須烏山市中央三 丁目2番13号	令和6 (2024)年 11月1日	訪問看護

栃木県告示第526号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年11月19日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0960390144	合同会社一心 代表社員 岸 能之	さんさん訪問看護 ステーション	栃木市富士見町13 番17号サンライズ アイ205	令和6 (2024)年 11月1日	介護予防訪 問看護
0961590056	南那須地区広域行政組合 組合長 川俣 純子	那須南病院訪問看 護ステーション	那須烏山市中央三 丁目2番13号	令和6 (2024)年 11月1日	介護予防訪 問看護

(高齢対策課)

栃木県告示第527号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の

規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 漁業権者の住所及び名称
大田原市桜木沢1033番地
栃木県那珂川漁業協同組合連合会
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号、内共第2号及び内共第26号
- 3 遊漁規則の変更内容
 - (1) 変更に係る遊漁規則
栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権遊漁規則(令和6年栃木県告示第65号)
 - (2) 変更内容
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(漁具及び漁法の制限)		(漁具及び漁法の制限)	
第3条 遊漁者は、本会が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣(あゆの友釣以外の掛釣、空釣 _____ を除く。)、投網、四手網、たも網、手網、やす突又は置針以外の漁具及び漁法を用いてはならない。		第3条 遊漁者は、本会が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣(あゆの友釣以外の掛釣、空釣 <u>及び擬似おとり釣(あゆるアア釣)</u> を除く。)、投網、四手網、たも網、手網、やす突又は置針以外の漁具及び漁法を用いてはならない。	
2 略		2 略	
3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。		3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。	
漁具及び漁法	規 模	漁具及び漁法	規 模
略		略	
あゆの友釣	ハリスの長さは、逆さ針から20センチメートル未満のもの _____	あゆの友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの _____
あゆ擬似オトリ釣(あゆるアア釣)	使用する竿は、ルアーロッドに限る。 竿の長さは、4m以内とする。 使用する針は、4本イカリ、3本イカリのみとし、針の数は1本とする。 ハリスの長さは、20センチメートル未満のもの 使用できる区間は、本会が別に定めて公示する。	_____	_____
略		略	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6(2024)年11月19日

II

1 漁業権者の住所及び名称

宇都宮市中岡本町860番地2

栃木県鬼怒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第3号及び内共第23号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則(令和6年栃木県告示第65号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(漁具及び漁法の制限)		(漁具及び漁法の制限)	
<p>第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、<u>疑似おとり釣(あゆるアー釣)</u>、投網、四手網、たも網、手網又は筥(網使用のどじょう筥を除く。)以外の漁具及び漁法を用いてはならない。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。</p>		<p>第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、<u>_____</u>投網、四手網、たも網、手網又は筥(網使用のどじょう筥を除く。)以外の漁具及び漁法を用いてはならない。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。</p>	
漁具及び漁法	規 模	漁具及び漁法	規 模
略		略	
あゆ友釣 <u>疑似おとり釣(あゆるアー釣)</u>	はりすの長さがおとりの鼻かん(あゆるアーの先端)から40センチメートル未満のもの	あゆ友釣 _____	はりすの長さがおとりの鼻かん_____から40センチメートル未満のもの
略		略	
3 略		3 略	
4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。		4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。	
漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間	
略		略	
掛釣_____	全ての区域	1月1日から12月31日まで	掛釣及び疑似おとり釣(あゆるアー釣)
5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。		5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。	
(1)~(3) 略		(1)~(3) 略	
(4) あゆを採捕しようとする場合において、竿の		(4) あゆを採捕しようとする場合において、竿の	

長さの1.5倍を超える道糸を使用すること（あゆルアー釣を除く）。

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 略

1 略

注1～4 略

注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2～5 略

6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 略

1 略

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 略

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3～6 略

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

長さの1.5倍を超える道糸を使用すること_____。

(5) あゆを採捕しようとする場合において、リール竿を使用すること。

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 略

1 略

注1～4 略

注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2～5 略

6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 略

1 略

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 略

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3～6 略

（漁場指導員）

第11条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

(1)~(5) 略 (1)~(5) 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和6(2024)年11月19日

Ⅲ

1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市中岡本町860番地2
栃木県鬼怒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号
内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則(令和6年栃木県告示第65号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(漁具及び漁法の制限)			(漁具及び漁法の制限)		
第3条 略			第3条 略		
2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。			2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。		
漁具及び漁法	規 模		漁具及び漁法	規 模	
略			略		
あゆ友釣 疑似おとり釣(あゆる ルアー釣)	はりすの長さがおとりの鼻 かん(あゆるアーの先端) から40センチメートル未満 のもの		あゆ友釣 _____	はりすの長さがおとりの鼻 かん _____ から40センチメートル未満 のもの	
略			略		
3 略			3 略		
4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。			4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。		
漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間	漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間
略			略		
あゆ掛釣及び疑似おとり釣(あゆるルアー釣)	茨城県境から上流日光市大渡橋までの鬼怒川、板穴川及び宇都宮市白沢地先東岡本転倒堰下流の西鬼怒川	11月1日から翌年組合が定めて公示するあゆ掛釣及び疑似おとり釣(あゆるルアー釣)解禁日時まで	あゆ掛釣及び疑似おとり釣(あゆるルアー釣)	茨城県境から上流日光市大渡橋までの鬼怒川、板穴川及び宇都宮市白沢地先東岡本転倒堰下流の西鬼怒川	11月1日から翌年組合が定めて公示するあゆ掛釣及び疑似おとり釣 _____解禁日時まで
	上記以外の	1月1日から12月31		上記以外の	1月1日から12月31

	漁場	日まで 疑似おとり釣(あゆる ルアー釣)について は、11月1日から翌 年組合が定めて公示 する疑似おとり釣 (あゆるルアー釣)解 禁日時まで
--	----	--

	漁場	日まで

5 略

(1)~(2) 略

(3) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること(あゆるルアー釣を除く)。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 略

1 略

注1~4 略

注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2~5 略

6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 略

1 略

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

5 略

(1)~(2) 略

(3) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること_____。

(4) 略

(5) あゆを採捕しようとする場合において、リール竿を使用すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 略

1 略

注1~4 略

注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2~5 略

6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 略

1 略

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 略

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3～6 略

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

(1)～(5) 略

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3～6 略

(漁場指導員)

第12条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

(1)～(5) 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和6(2024)年11月19日

IV

1 漁業権者の住所及び名称

日光市藤原1103番地6

おじか・きぬ漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第10号及び内共第11号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

おじか・きぬ漁業協同組合内共第10号及び内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則(令和6年栃木県告示第65号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)			(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)		
第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。			第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。		
魚種	区域	期間	魚種	区域	期間
全魚種(あゆを除く。)	見通沢川の入山沢川合流地点から上流大高橋 _____ までの区域(以下、「三依地区キャッチ・アンド・リリース区間」という。)及び入山沢川の養魚池取水口から上流入山沢川第1堰堤までの区域	3月21日から 9月19日まで	全魚種(あゆを除く。)	見通沢__の入山沢__合流地点から上流見通沢第1堰堤までの区域(以下、「三依地区キャッチ・アンド・リリース区間」という。)_ _____ _____ _____	3月21日から 9月19日まで

小網ダム上流100メートルの地点から川治ダムに至る鬼怒川の区域及び五十里ダムに至る男鹿川の第4床止までの区域（以下、「川治地区キャッチ・アンド・リリース区間」という。）	3月21日から組合が定めて公示する日まで	小網ダム上流100メートルの地点から川治ダムに至る鬼怒川の区域及び五十里ダムに至る男鹿川の第4床止までの区域（以下、「川治地区キャッチ・アンド・リリース区間」という。）	3月21日から組合が定めて公示する日まで
--	----------------------	--	----------------------

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和6(2024)年11月19日

V

1 漁業権者の住所及び名称

小山市立木1478番地6
栃木県下都賀漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第16号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県下都賀漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則（令和6年栃木県告示第65号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。						(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。					
種別	遊漁料	附加料金	漁具及び漁法	魚種	区域	種別	遊漁料	附加料金	漁具及び漁法	魚種	区域
年間1等	<u>13,000円</u>	-	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、掛釣（引掛を除く。）、やす突、追込網、四手網、置針及び釜	全魚種	特別漁場を除く区域	年間1等	<u>12,000円</u>	-	手釣、竿釣、さで網（たも網を含む。）、投網、掛釣（引掛を除く。）、やす突、追込網、四手網、置針及び釜	全魚種	特別漁場を除く区域

年間 2等	11,000円	-	手釣、竿釣、さで網(たも網を含む。)、掛釣(引掛を除く。)&及びやす突	同上	同上
年間 3等	6,000円 (高等学校の生徒にあっては、2,000円)	-	手釣、竿釣及びさで網(たも網を含む。)	あゆを除く全魚種	同上

年間 2等	10,000円	-	手釣、竿釣、さで網(たも網を含む。)、掛釣(引掛を除く。)&及びやす突	同上	同上
年間 3等	5,000円 (高等学校の生徒にあっては、2,000円)	-	手釣、竿釣及びさで網(たも網を含む。)	あゆを除く全魚種	同上

略					
なら山沼特別漁場1日券	4,000円 (ただし、女性、中学生以下にあっては、2,700円)	-	竿釣	全魚種	特別漁場(第3条第6項に掲げる区域)
なら山沼特別漁場半日券(午後のみ)	3,000円 (ただし、女性、中学生以下にあっては、2,700円)	-	竿釣	全魚種	特別漁場(第3条第6項に掲げる区域)

略					
なら山沼特別漁場1日券	4,000円	-	竿釣	全魚種	特別漁場(第3条第6項に掲げる区域)
_____	_____	-	_____	_____	_____
_____	_____	-	_____	_____	_____
_____	_____	-	_____	_____	_____
_____	_____	-	_____	_____	_____
_____	_____	-	_____	_____	_____
_____	_____	-	_____	_____	_____

注1 略
 注2 遊漁料の納付場所は、なら山沼特別漁場1日券及び半日券を除き、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。
 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

注1 略
 注2 遊漁料の納付場所は、なら山沼特別漁場1日券_____を除き、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。
 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料(ただし、なら山沼特別漁場を除く)
略	
女性	年間券のみ前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料_____
略	
_____	_____
_____	_____
_____	_____

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和6(2024)年11月19日

(農村振興課)

栃木県告示第528号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
栃木県第1926号	菌体りん酸肥料	完熟発酵菌体G	りん酸全量 1.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	鹿沼化成工業株式会社 栃木県宇都宮市仲町3番16号	令和6(2024)年8月5日

栃木県告示第529号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
栃木県第1520号	炭酸カルシウム肥料	粒状50炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	吉澤石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町7番10号	令和6(2024)年4月27日
栃木県第1523号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	村楳石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号	令和6(2024)年4月27日
栃木県第1909号	乾燥菌体肥料	TK乾燥菌体肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	タカノフーズ株式会社 茨城県小美玉市野田1542番地	令和6(2024)年5月14日
栃木県第1878号	副産石灰肥料	粒状かきがら石灰	アルカリ分 48.0	含有を許される有害成分の	吉澤石灰工業株式会社	令和6(2024)年

				最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	栃木県佐野市宮下町 7番10号	6月1日
栃木県 第1910号	蒸製骨粉	鶏豚混合 蒸製骨粉 3号	窒素全量 4.0 りん酸全量 21.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	栃木県レンダリング 事業協同組合 栃木県宇都宮市下川 俣町211番地	令和6 (2024)年 6月8日
栃木県 第1911号	蒸製骨粉	鶏豚混合 蒸製骨粉 4号	窒素全量 3.0 りん酸全量 20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	栃木県レンダリング 事業協同組合 栃木県宇都宮市下川 俣町211番地	令和6 (2024)年 7月5日
栃木県 第1578号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	協和株式会社 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024) 年6月30日
栃木県 第1579号	消石灰	65肥料消 石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	協和株式会社 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 6月30日
栃木県 第1580号	消石灰	72顆粒肥 料消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	協和株式会社 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 6月30日
栃木県 第1581号	炭酸カルシ ウム肥料	粉状15炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	協和株式会社 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 6月30日
栃木県 第1582号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状15炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	協和株式会社 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 6月30日
栃木県 第1879号	炭酸カルシ ウム肥料	粉状苦土 石灰	アルカリ分 52.0 可溶性苦土 12.0 内く溶性苦土 9.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	吉澤石灰工業株式会 社 栃木県佐野市宮下町 7番10号	令和6 (2024)年 8月3日

栃木県 第1807号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	共栄ジャパン有限会 社 愛知県清須市須ヶ口 324番地の1	令和6 (2024)年 8月25日
栃木県 第1808号	消石灰	72顆粒消 石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	共栄ジャパン有限会 社 愛知県清須市須ヶ口 324番地の1	令和6 (2024)年 8月25日
栃木県 第1809号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	共栄ジャパン有限会 社 愛知県清須市須ヶ口 324番地の1	令和6 (2024)年 8月25日
栃木県 第1810号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	共栄ジャパン有限会 社 愛知県清須市須ヶ口 324番地の1	令和6 (2024)年 8月25日
栃木県 第1811号	炭酸カルシ ウム肥料	16炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	共栄ジャパン有限会 社 愛知県清須市須ヶ口 324番地の1	令和6 (2024)年 8月25日
栃木県 第1667号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 9月11日
栃木県 第1668号	消石灰	70肥料消 石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 9月11日
栃木県 第1669号	消石灰	72顆粒肥 料消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 9月11日
栃木県 第1671号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状16炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 内く溶性苦土 11.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町 5番11号	令和6 (2024)年 9月11日

栃木県告示第530号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
栃木県第1464号	炭酸カルシウム肥料	粒状15炭酸苦土石灰肥料2号	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和6(2024)年6月1日
栃木県第1705号	消石灰	羽鶴65消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和6(2024)年6月1日
栃木県第1740号	消石灰	羽鶴防散消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和6(2024)年6月1日
栃木県第1742号	消石灰	羽鶴70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和6(2024)年6月1日
栃木県第1880号	消石灰	羽鶴粒状消石灰72	アルカリ分 72.0	該当なし	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	令和6(2024)年6月1日
栃木県第1924号	副産石灰肥料	おたまごさん	アルカリ分 70.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	WM株式会社 栃木県那須塩原市石林755番地3	令和6(2024)年6月28日

(経営技術課)

栃木県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年11月19日から同年12月18日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 足利千代田線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
38	前	足利市通二丁目6-1から 足利市田中町921-1まで	25.0～62.5	585.0	
	後A	足利市通二丁目6-1から 足利市田中町921-1まで	25.0～62.5	585.0	
	後B	足利市通二丁目6-1から 足利市田中町921-1まで	4.0～18.0	870.0	

栃木県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年11月19日から同年12月18日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年11月19日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
53	一般県道 栃木田沼線	栃木市皆川城内町字長江2084-1から 栃木市柏倉町字星宮585-1まで	令和6（2024）年 11月19日

（道路保全課）

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6（2024）年11月19日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
宇都宮市今里町字向河原1696番2	田	1,809.00
宇都宮市下小倉町字上河原5955番	田	2,275.00
小山市大字小葉字関ノ下527番	田	1,140.00
壬生町大字中泉字下原253番1	畑	953.32
壬生町大字中泉字下原253番2	畑	733.40
壬生町大字中泉字下原255番1	畑	2,244.11
壬生町大字中泉字下原255番2	畑	1,934.72
壬生町大字中泉字下原352番1	畑	2,041.00
壬生町大字中泉字下原354番	畑	2,360.00
壬生町大字中泉字下原364番1	畑	1,123.00

壬生町大字中泉字下原365番2	畑	661.00
壬生町大字中泉字下原366番	畑	604.00
壬生町大字中泉字壬生道501番1	畑	1,550.00
壬生町大字中泉字壬生道502番1	畑	2,181.00
壬生町大字中泉字壬生道507番	畑	1,071.00

- 2 申請に係る農地の利用の現況
現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
宇都宮市今里町字向河原1696番2	令和7(2025)年1月1日	5年	179,695円
宇都宮市下小倉町字上河原5955番			
小山市大字小葉字関ノ下527番	令和7(2025)年1月1日	10年	17,100円
壬生町大字中泉字下原253番1	令和7(2025)年1月1日	5年	261,845円
壬生町大字中泉字下原253番2			
壬生町大字中泉字下原255番1			
壬生町大字中泉字下原255番2			
壬生町大字中泉字下原352番1			
壬生町大字中泉字下原354番			
壬生町大字中泉字下原364番1			
壬生町大字中泉字下原365番2			
壬生町大字中泉字下原366番			
壬生町大字中泉字壬生道501番1			
壬生町大字中泉字壬生道502番1			
壬生町大字中泉字壬生道507番			

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限
令和6(2024)年12月3日
- (2) 提出先
栃木県農政部農政課
- (3) 記載事項
 - ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

(農政課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第74号

令和6(2024)年11月7日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和6(2024)年11月19日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

- 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,012人
- 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
300,072人
- 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,412人
- 県の議会の議員の各選挙区(宇都宮市・上三川町選挙区を除く。)における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
足利市選挙区 39,325人
栃木市選挙区 43,000人
佐野市選挙区 31,807人
鹿沼市選挙区 26,306人
日光市選挙区 21,848人
小山市・野木町選挙区 52,346人
真岡市選挙区 21,122人
大田原市選挙区 19,327人
矢板市選挙区 8,748人
那須塩原市・那須町選挙区 39,306人
さくら市・塩谷郡選挙区 23,200人
那須烏山市・那珂川町選挙区 11,191人
下野市選挙区 16,701人
芳賀郡選挙区 17,042人
壬生町選挙区 10,770人

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6(2024)年11月19日

栃木県日光土木事務所長 野澤 浩

- 入札に付する事項
(1) 購入物品の件名及び数量

物	品	名	数	量
---	---	---	---	---

凍結防止剤（塩化ナトリウム）500kg/袋	737t
凍結防止剤（塩化ナトリウム）25kg/袋	14t
凍結防止剤（塩化カルシウム）500kg/袋	9t
凍結防止剤（塩化カルシウム）25kg/袋	41t

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 令和7(2025)年3月28日(金)
 - (4) 納入場所 栃木県日光土木事務所管内
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、物品の販売に関する分類の入札参加資格を有するものと決定された者で、塩化カルシウム及び塩化ナトリウムを取扱っている者であること。
 - (3) 競争参加資格確認申請書提出日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する公所の名称等
〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390-7
栃木県日光土木事務所管理部総務課 電話 0288-53-1211
E-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp
 - (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和6(2024)年11月19日(火)から同年12月10日(火)まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和7(2025)年1月9日(木)午後4時まで、電子入札システムにより提出すること。なお、栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年4月1日施行。以下「運用基準」という。)に定める紙入札方式参加承諾願を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)又は持参により同期間までに提出すること。
イ 開札の日時及び場所 令和7(2025)年1月10日(金)午前9時30分
上記日時に(1)の場所において、電子入札システムにより開札を行う。
 - (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
 - (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札者に要求される事項
ア この入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を令和6(2024)年12月10日(火)午後4時まで電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。
イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。
なお、提出された書類等については返却しない。

(4) 審査

審査結果は、電子入札システムにより、令和 6 (2024) 年12月17日 (火) までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和 6 (2024) 年11月26日 (火) 午後 4 時まで電子入札システムにより提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和 6 (2024) 年12月 3 日 (火) までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上に公開する。

(6) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則 (平成 7 年栃木県規則第12号) 第156条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領 (令和 3 (2021) 年 4 月 1 日施行。以下「電子要領」という。) 第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア (4)の審査により落札決定の対象となった入札者を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約 (契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの) による締結を可とする (受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(9) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。

(10) その他 詳細は、入札説明書及び栃木県公共調達等入札事務処理要領 (令和 4 (2022) 年 3 月14日施行。) によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Antifreeze agent		Quantity
Sodium chloride	500kg per bag	737t
Sodium chloride	25kg per bag	14t
Calcium chloride	500kg per bag	9t
Calcium chloride	25kg per bag	41t

(2) Time-limit for tender:

4:00 p.m., January 9, 2025

(3) Information is available at:

Management Department General Affairs Division

Nikko Civil Engineering Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

2390-7 Hangakimen, Nikko, Tochigi 321-1414

TEL 0288-53-1211

E-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

(道路保全課)